

ドイツにおける音楽科教育に関する一考察 (3)

—中等教育段階 I の学校種による教育内容の差異に着目して—

伊 藤 真

(本講座大学院博士課程後期在学)

Zusammenfassung

Das Ziel dieses Aufsatzes ist es, Musiklehrpläne in der Sekundarstufe I in Deutschland zu untersuchen, sowie Unterschiede der Lerninhalte für Musik in vier Schularten: Hauptschule, Realschule, integrierte Gesamtschule, sowie neunstufiges Gymnasium darzustellen.

In dieser Arbeit wurden Hamburgische Bildungspläne berücksichtigt. Es wurden die Unterrichtsstunden von vier Schularten, sowie die Unterrichtsgegenstände und Anforderungen der Lehrpläne verglichen.

Aus dieser Untersuchung ging folgendes hervor: einerseits haben berufsorientierte Schulen, wie die Hauptschule und Realschule, wenig Unterrichtsstunden und Lerninhalte für Musik. Andererseits haben integrierte Gesamtschulen und neunstufige Gymnasien, in denen viele SchülerInnen ihr Abitur machen, viele Unterrichtsstunden für Musik und die Lerninhalte sind wissenschaftlich orientiert.

Aus dem oben erwähnten kann man folgenden Schluss ziehen:

1. Die Unterschiede der Lehrpläne bzw. die Anzahl der Musikunterrichtsstunden stehen im Zusammenhang mit dem Ziel das die SchülerInnen nach dem Abschluss der Sekundarstufe I anstreben, und nehmen dementsprechend zu oder ab.
2. Die Musiklehrpläne werden unter Berücksichtigung der Fähigkeiten und Kenntnisse der SchülerInnen die diese erwerben sollen zusammengestellt.

Das heisst die Musiklehrpläne widerspiegeln die Besonderheiten dieser Schulen.

はじめに

ドイツでは移民の増加、東西統一、EU拡大などの社会的動向にともなって、60年代以降の教育改革をはじめ、異文化間教育、学際的課題に対応するための教科の枠組みを越えたテーマ学習¹⁾など、教育に関する研究・改革が数多く行われてきた。これらの中には我が国にも共通した課題が多く含まれており、ドイツの音楽科教育に注目しそのカリキュラムを明らかにすることは、我が国の音楽科教育を客観的な視点からとらえ直す手助けとなると考えられる。これまでの研究では特定の州の、特定の学校種に焦点を絞り、そのカリキュラムの構造や学習目標および到達目標を明らかにしてきた²⁾。しかし、音楽学習はある特定の時期にのみ行われるものではなく、昨今では生涯活動や生涯学習がさげばれているように、発達段階に沿って継続的に行われるものである。また、音楽活動は音楽の授業内に限定されることは決して無く、音楽の授業以外の学校活動や学校外の地域活動などにも極めて密接に関わりをもっている。このような状況を考慮すると、特定の教育段階、あるいは特定の学校種という範囲に限定するのではなく、複数の教育段階や複数の学校種を連続的に扱う研究が必要であろう。

本稿では、ドイツ全16州のうち北部に位置するハンブルク州を対象に、中等教育段階 I (第5学年から第10学年まで)の音楽科教育プランについて、学校種による教育内容の差異に着目し、分析・検討を行う。ハンブルク州を対象とした理由は、ドイツ全16州のうちもっとも外国人居住者の比率が高いこと、教育段階別の教員養成を行っている数少ない州の1つであること、先行研究で扱われていないためにその内容がいまだに明らかにされていないこと、2002～2003年に教育プランの改訂が行われたこと、などが挙げられる。また、中等教育段階 I には次章で述べるように複数の学校種が存在しているが、これら学校種間の音楽科教育に関する比較研究は現在のところみられない。したがって、それぞれの教育内容を整理する

ことによって、各学校種がめざす教育の方向性を明らかにできると考える。

1. 中等教育段階 I に含まれる学校種

ドイツの教育制度では、学校教育は大きく3つの段階（初等教育段階、中等教育段階 I、中等教育段階 II）に分けられる（図1）。初等教育段階には、小学校第1学年から第4学年にあたる基礎学校がある。基礎学校修了後は、4つの学校種を含んだ中等教育段階 I へと進む。本稿でとり上げるのはこの段階である。基幹学校は9年制の学校で、修了後に生徒の多くは企業の職業訓練を受ける。実科学校は10年制の学校で、修了後に生徒の多くは職業訓練を受けたり専門学校へ進学する。ギムナジウムは大学入学資格の取得をめざす学校で、次の段階である中等教育段階 II のギムナジウム上級段階へと接続している。総合制学校は、この基幹学校・実科学校・ギムナジウムの三分岐型学校制度に対する批判から生まれたもので、1つの学校の中に3種の中等教育学校を包含している³⁾。

本稿でとり上げる中等教育段階 I は、我が国の小学校第5学年から高等学校第1学年に相当する。先述したように4つの学校種を含んでおり、将来の職業選択に大きく関わった進路選択を小学校5年生の段階で行わなければならないことなどから、我が国の教育制度と比較してもっとも独自性の現れる段階といえる。逆にいえば、職業（進路）選択への関わりが高いため、その教育内容や教育の方向性にも差異が生じるのではないかと考えられる。このことには深い問題がひそんでいるといえよう。中等教育段階 I は我が国と同様に義務教育期間である。我が国ならば、文部科学省が告示する学習指導要領が示すようにすべての生徒に一定の教育を与えることが無意識的に行われている。しかしドイツでは義務教育期間でありながら生徒の進路によってめざすべき方向性の異なる（つまり、教育内容が異なる）学校が存在するのである。とりわけ「芸術科・音楽」もそのシステムの中に組み込まれていることは、我が国の視点だけでは到底とらえきれないものがあるといわざるをえない。つまり、「美的能力を伸ばす」ことや「文化的に積極的に関与する」こと⁴⁾に関わる音楽学習の内容が生徒の進路によって左右されうるといふ現状は、我が国のカリキュラムを基礎としてとらえた場合、学習内容の質や量の保障という面においても大きな相違点として浮かび上がってくる。また同時に、極めてユニークで興味深いシステムだともいえよう。

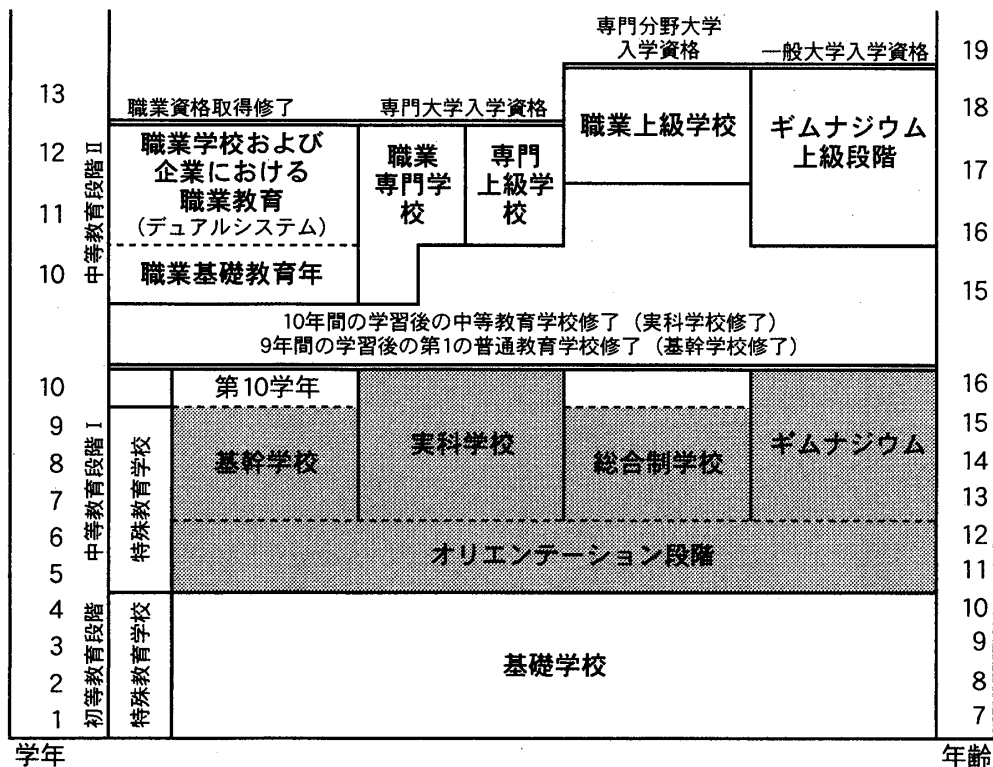


図1 ドイツの教育制度⁵⁾

2. 学校種による授業時数の差異

ハンブルク州の授業時間割では、音楽の授業は第5学年から第10学年まで必修授業および選択必修授業として一貫して定められている。表1は各学校種の授業時間割から芸術教科のみをとり上げて表にしたものである。基幹学校・実科学校・総合制学校では第5・6学年までが造形芸術と音楽を必修科目とし、第7学年以降は造形芸術、音楽、演劇の中から選択するようになっている。それに対してギムナジウムでは、第8学年まで造形芸術と音楽の両科目を必修科目とし、第9・10学年において演劇を加えて選択必修科目として扱っている。なぜこのような差が生じるのだろうか。

図2-1、2-2、2-3、2-4は、各学校種における第7学年の授業時間の割合を示したものである。これらの図から基幹学校・実科学校・総合制学校の3つの学校種における芸術教科の授業時数が6～7%と低く、一方、ギムナジウムでは12%と高く、すべての授業科目が比較的バランスよく設定されている。また、基幹学校・実科学校・ギムナジウムの3つの学校種では、ドイツ語・数学・外国語・自然科学・および社会科学の占める割合が高い。このことは、これらの教科が主要な学習領域であると位置づけられていることを意味しているといえる。基幹学校・実科学校には、労働科が6%含まれている。労働科とは、経済や労働に関する基礎的知識の習得や、職業への準備教育を行う教科である。基幹学校では選択科目が10%あり、労働科、自然科学/技術、情報の中から選択するようになっている。したがって、職業訓練を意識した学習は、労働科6%と選択科目10%を合わせた計16%行うことになる。

以上のことから、芸術教科の授業時数に差が生じている要因には、これらの中等教育段階Ⅰの学校を修了した後に接続している中等教育段階Ⅱの教育内容が大きく関与していると考えられる。基幹学校・実科学校・総合制学校の場合、修了後に職業訓練をしたり専門学校に進学したりする職業コースであるため、中等教育段階Ⅱの教育内容には音楽科は含まれていない。一方、ギムナジウムの場合、修了後は引き続き上級段階に進学しアビトゥーア試験を経てさらに大学へと進学するのが一般的となっている。アビトゥーア試験においても音楽は試験科目として選択することができるため⁶⁾、他の諸教科と同様に音楽科の授業時数は多くとられていると考えられる。このことは、ハンブルク州の音楽科教員養成カリキュラムからも明らかとなっている⁷⁾。すなわち、基礎段階・中級段階、および上級段階の普通教育学校における教員養成課程には音楽科が存在するのに対して、上級段階の職業教育学校における教員養成課程には音楽科が設置されていない。したがって、図2-1、図2-2、図2-3、図2-4が示している中等教育段階Ⅰにおける音楽の授業時数の差とは、修了後の教育内容に音楽が含まれているかいないかに拠るところが大きいといえる。

表1 ハンブルク州中等教育段階Ⅰにおける芸術教科の週あたり授業時数⁸⁾

学校種および教科	5	6	7	8	9	10
基幹学校						
必修 (造形芸術)	2	2				
(音楽)	2	2				
選択必修 (造形芸術、音楽、演劇)			2	2	2	
実科学校						
必修 (造形芸術)	2	2				
(音楽)	2	2				
選択必修 (造形芸術、音楽、演劇)			2	2	2	2
総合制学校						
必修 (造形芸術)	2	2				
(音楽)	2	2				
選択必修 (造形芸術、音楽、演劇)			2	2	2	2
ギムナジウム						
必修 (造形芸術)	2	2	2	2		
(音楽)	2	2	2	2		
選択必修 (造形芸術、音楽、演劇)					2	2

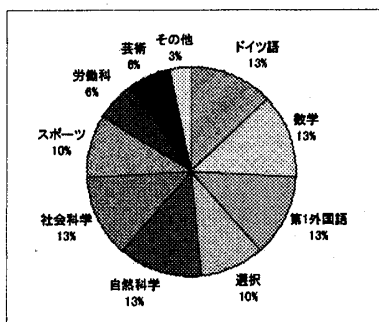


図 2-1 基幹学校第7学年
授業時数比⁹⁾

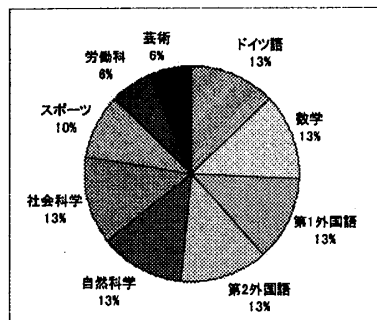


図 2-2 実科学校第7学年
授業時数比¹⁰⁾

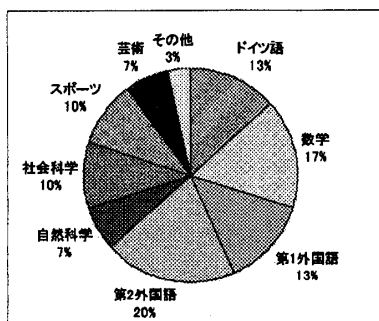


図 2-3 総合制学校第7学年
授業時数比¹¹⁾

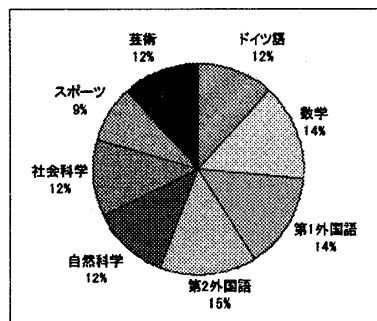


図 2-4 ギムナジウム第7学年
授業時数比¹²⁾

3. 音楽科教育プランの学校種別比較

ハンブルク州における音楽の授業は、我が国の学習指導要領に相当する「教育プラン」に基づいて形成される。中等教育段階Ⅰの音楽科教育プランは、ハンブルク州の教育・スポーツ省によって2002年11月に草案が発表され、2003年8月から法的拘束力をもっている。

ハンブルク州音楽科教育プランの「目標」および「学習に関する基本方針」に関してはすべての学校種に共通している。

まず「目標」の冒頭で「音楽の授業は美的教育の一環として、音楽を扱う中で美的行動および美的思考を発展させ、美的能力を伸ばすという使命をもつ。(中略)音楽の授業は積極的に文化的に関与する能力を支援する」とした上で、「知覚能力と聴取能力」、「アンサンブルの能力」、「音楽について意思疎通を図る能力」、「音楽を解釈する能力」など7つの観点¹³⁾に基づいて生徒を支援することが示されている。第1観点の「知覚能力と聴取能力」では、音響的な知覚能力・聴取能力の育成の出発点を「静寂」と位置づけ、静寂を知覚し、静寂の状態を維持する能力を支援するなど、我が国の学習指導要領にはみられない特徴がある。第6観点の「音楽について意思疎通を図る能力」では、生徒が自分の言葉で専門用語を用いて音楽について適切にコミュニケーションができるように言語的表現能力を伸ばすことや、音楽に関わることによって生じる感覚や感情の主観性を経験し、それを正確に表現する能力を身につけることが求められている。また、客観的な物事の見方と主観的な物事の見方を意識的に学ぶことも加えられている。第7観点の「音楽を解釈する能力」では、構造分析によって音楽を深く考察したり、音楽を歴史的状況や文化的状況と関連させてとらえたりすることが示されている。

次に「学習に関する基本方針」では、「音楽専門的な学習」に加えて、「他の諸教科との共同作業」として、造形芸術、演劇、ドイツ語、宗教、哲学、物理学など他の分野と関わる中で音楽的現象や美学的現象を扱うことが示されている。「言語を意識した学習」では、専門分野に関する記述や事典などの使用を通して読解能力の獲得を支援することが示されている。また、外国人生徒が授業の内容を理解できるように配慮することも示されている。「社会的行動の学習」では、他人に心配りができること、お互いに聴き合

えること、助け合えること、待てること、ある共通の目標に順応できること、など音楽の授業の基盤となる行動の学習も示されている。これは基礎学校から引き続いて示されており、音楽の授業において生徒の音楽的行動を引き出す基盤作りとして重要視されている。このように、音楽の授業であっても、単に音楽的行動のみを目標とするのではなく、音楽を用いて言語的表現能力や読解能力の獲得を支援したり、社会的行動の学習を行ったり、音楽による学習をも積極的に行うことを明示していることは、我が国とは大きく異なる点である。

このような特徴の背景にはさまざまな要因が考えられるが、その1つとして児童・生徒の社会生活の変化が挙げられる。とりわけ、70年代から80年代にかけて社会が著しく発展し、それにともない児童・生徒の生活も変化した。この社会変化はまさに我が国が歩んできた道と同じである。例えば、出生率の低下によって子どもの数が減少し、子どもの「遊び方」や「遊ぶ場所」が変化した。またこれに関連して子どもたちの人間関係も変化した。これらの社会変化の中で、「子どもの孤立」や「学校における暴力」などの問題が現れたのである。では、このような問題に対して学校は何をどのように取り組んだらよいのか。この問いに対する答えの1つが、学校教育における社会性の学習（社会的学習）の強化であった。とりわけ音楽科は、「音」を中心に授業が構成されるため、「音」に対する集中力（あるいは「静寂」に対する知覚能力）を高めること、自分が発する音と同様に他者が発する音を意識的に受容すること、などの学習効果がある。さらにはグループやクラス全体による演奏において自分の立場と他者の立場の関係を学ぶなど、他の諸教科よりも社会性に関わる部分が多い。ハンブルク州の音楽科教育プランにおいても、グループ演奏によってグループ内で責任を引き受けたり、お互いに理解し合ったり、相互に支援する能力を養うことが示されている。また、他の要因として、児童・生徒の基礎学力低下問題に対する取り組みの一環であることも考えられる。OECDによって2000年に実施された「生徒の学習到達度調査」において、ドイツはOECDの平均を下回る結果であった。そこで、読み書きなどの基礎学力を向上させるための対策として、音楽の授業においても、あるテーマに基づいて自分の意見をまとめて発表したり、まとまった文章を深く考察したりなど、音楽と関わりながらも全ての教科に通じる学力を培うことが要求されたのではないかと考えられる。

さらに、音楽科教育プランに示された内容から「学習内容の詳細」¹⁴⁾と「児童・生徒に要求される到達目標」¹⁵⁾を中心に4つの学校種による教育内容の差異について検討を行う。表2は、「学習内容の詳細」の項目数を、学校種別に表に示したものである。基幹学校・実科学校の項目数が少ないのに対して、ギムナジウムの項目数はもっとも多くなっている。この項目の内容をまとめたものが表3-1、表3-2、表3-3である（表の第1列の項目内容はキーワードのみを示してある）。

まず、第5・6学年では、基幹学校と実科学校において「ハンブルク州の音楽団体および演奏会場」が省略されていること、総合制学校にのみ「他の文化の音楽」が設定されていること以外は、すべての学校種において大きな差はみられない。これは第5・6学年は観察段階となっており、他の学校種への転校の可能性を考慮して、できるだけ共通した内容を設定しているためであると考えられる。第7学年以上になると、学校種によって差が大きくなっていく。基幹学校では第7・8学年の項目が少なく、歌・器楽曲、楽器、ダンス、作曲家のみしか扱っていない。基幹学校と実科学校では第9・10学年の項目が極めて少なく、理論や音楽史などはほとんど扱われていない。

すべての学校種に共通してみられることとして、様々な時代や様式の歌と器楽曲を扱うことが挙げられる。その中には、クラシック音楽以外のポップ・ロック・ジャズが必ず含まれており、大きな特徴の1つとなっている。とりわけ音楽科教育におけるポップ・ロック・ジャズの重要性は今日では非常に高まっており、他の州の教育プランにおいてもその位置づけが認められる¹⁶⁾。Schutzによれば、ポップおよびロックは「他の歴史的なあるいは現在の音楽表現の形式よりも、はるかに存在意義が大きい」、「音楽の授業だけがポップ/ロックミュージックを人間と音楽という一般的な総合関連の中でテーマとして取り上げ、また取り組むという、試みを提示できる」¹⁷⁾ものである。もちろん、ポップやロックが音楽の授業で扱われる対象として適切であるかどうかについては、必ずしも肯定的にとらえられてきたわけではない。むしろ歴史的には否定的な道徳的観念や社会的作用と強く結びつけられ、学校の授業では軽視されてきたといってもよい。しかし、生徒にとってポップやロックはもっとも身近な音楽であることは明らかであり、現在では、音楽の学習はポップ、ロック、ジャズ、そして他の民族的音楽を「階層化することなく」統合的に行うべきであるとの考えに基づいて行われている。

第5・6学年では標題音楽、音楽劇、ロンド、変奏曲を扱うのに対して、第7学年以降は標題音楽、音楽劇、ソロ・コンチェルトを扱うようになっている。標題音楽は基礎学校から継続してすべての学年において挙げられているが、これは動きや絵画などの他の芸術表現と関連させて扱いやすいことが要因の1つとして考えられる。第5・6学年で扱っているト音譜表での記譜や音階、音楽形式などは基礎学校で扱う内容を継続したもので、これらは音楽学習の基礎的要素として位置づけられている。具体的には、基礎学校では図形楽譜を中心に扱った上で五線譜のシステムも学習に含めるように示されているものが、第5・6学年では「ト音譜表での記譜 (Notenschrift im Violinschlüssel)」と明示されるようになる。また、音価についても基礎学校では全音譜から四分音符までを扱うようになっているものが、第5・6学年では全音符から十六分音符まで扱うように内容が拡大されている。その他、第5・6学年の学習内容をみると、音楽の構成要素については「拍節、拍子、弱起、強弱記号、速度記号」を扱うことが示されている。また、鍵盤を用いて全音と半音や音階を学習すること、音楽形式として詩句/反復句、リート形式、カノン、ロンド形式を扱うことが示されている。第9・10学年ではすべての学校種において音楽市場やマスメディアなどについて扱うようになっている。生産・宣伝・販売・著作権などの音楽産業に関わる内容は極めて現代的であると同時に、職業コースの学校においては音楽領域の職業オリエンテーションとしての役割も担っている。著作権について扱うことは、コンピュータを用いて音楽の複製が容易にできる今日において重要な意味をもつといえる。

ハンブルク州音楽科教育プラン第5・6学年の内容と我が国の小学校学習指導要領の内容を比較すると、音価については我が国では全音符から八分音符までを指導することが示されており、十六分音符の指導は示されていない。拍子、強弱記号、速度記号の記述はあるがその種類が限定されている。音楽形式についての記述はないが、「楽曲の構成を理解して」という表記がみられる。また、音楽の構成要素については、「音楽を特徴付けている要素」と大雑把に表現されており、具体的な表現は、旋律の「反復、変化、対照」にとどまっている。このように我が国の学習指導要領は全体的に具体的な音楽用語を用いることを避けているが、これは我が国の小学校の音楽の授業が必ずしもドイツのように音楽専科の教員によって行われるわけではないことが関係しているとも考えられる。

表2 学校種別「学習内容の詳細」の項目数¹⁸⁾

	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
第5・6学年	8	8	10	9
第7・8学年	6	10	9	12
第9・10学年	6	7	8	13
計	20	25	27	34

表3-1 第5・6学年「学習内容の詳細」の項目内容¹⁹⁾

第5・6学年	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
クラス合奏のための歌と器楽曲	○	○	○	○
動きのトレーニング、ダンス	○	○	○	○
オーケストラ楽器	○	○	○	○
ト音譜表での記譜	○	○	○	○
鍵盤、半音と全音、音階	○	○	○	○
音楽形式	○	○	○	○
標題音楽、音楽劇、ロンド、変奏曲	○	○	○	○
作曲家	○	○	○	○
ハンブルク州の音楽団体および演奏会場			○	○
他の文化の音楽			○	

表3-2 第7・8学年「学習内容の詳細」の項目内容²⁰⁾

第7・8学年	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
歌と器楽曲	○	○	○	○
ダンス	○	○	○	○
記譜（図形・伝統的）		○		○
音程、スケール、三和音、カデンツ		○	○	○
形式の原理			○	○
ポップ、ロックの楽器	○	○	○	○
標題音楽、音楽劇、ソロ・コンチェルト	○	○	○	○
作曲家	○	○	○	○
音楽の要素による構造分析		○		○
言葉と音		○		○
音楽の仕事			○	○
ハンブルク州における音楽		○		○
著作権			○	

表3-3 第9・10学年「学習内容の詳細」の項目内容²¹⁾

第9・10学年（基幹学校は第9学年）	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
歌と器楽曲	○	○	○	○
音楽の構成・創作	△	△	○	○
即興				○
記譜（和音）				○
三和音	○	○		
音楽形式と構成要素			○	○
音楽の大形式			○	○
多声形式			○	○
作曲技法				○
音楽の重要な時代			○	○
標題音楽、音楽劇、ソロ・コンチェルト、交響曲、ソナタ	○	○		○
ロック、ポップ、ジャズの様式			○	○
少数民族の音楽			○	
歴史や社会に基づいた分析・解釈		○		○
音楽市場とマスメディア、著作権	○	○	○	○

△印は内容が簡略化されていることを示す

表4は、「児童・生徒に要求される到達目標」の項目数を各学校種別に表にまとめたものである。ここでいう「児童・生徒に要求される到達目標」とは生徒に獲得させるべき能力や知識などの達成基準のことであり、「第6学年まで」、「第8学年まで」、「第10学年まで」の3段階ごとに「～することができる」という能力を示す形で示されている²²⁾。総合制学校とギムナジウムでは「児童・生徒に要求される到達目標」が同一内容となっている。全体の項目数では、基幹学校がもっとも少なくなっている。この項目の内容をまとめたものが以下の表5-1、表5-2、表5-3である（表の第1列の項目内容はキーワードのみを示してある）。

まず、第6学年までに児童・生徒に要求される到達目標では、総合制学校とギムナジウムでは「音楽と関連した動きとして、簡単な指揮の動きやダンスのステップを行うことができる」、「様々なダンスに関する基礎知識があり、一連のステップからダンスを発展させることができる」であるものが、基幹学校と実科学校では「音楽で学習した簡単な動きを経験しており、与えられた即興的な音楽に従って動くことができる」というように内容が簡略化されている。総合制学校とギムナジウムにのみ示されているものが、「基礎的知識の範囲で音楽の専門的概念をもっている」、「自分と他者の音楽の好みを詳細に調べる」の2項目である。「調査や見学によって、演奏団体や演奏会場といった身近な音楽的環境に関する知識がある」という項目は、総合制学校とギムナジウムでは第6学年までに要求される到達目標に含まれているが、基

幹学校と実科学校では第8学年までに要求される到達目標に含まれている。基幹学校や実科学校では他の学校種よりも項目数が少ないために、必要最小限の到達目標を各学年群に分散して設定する必要があるの
であろう。

第8学年までに児童・生徒に要求される到達目標においても、同様に総合制学校とギムナジウムにのみ示されている項目がある。すなわち、「音楽の表現、音楽の作用、音楽の構造を関連づけることができる」、「音楽生活への認識、および音楽の歴史的・社会的関連を獲得している」、「他の文化社会の音楽を知っている」の3項目である。

第10学年までに児童・生徒に要求される到達目標には、総合制学校とギムナジウムにのみ「多声、作曲のテクニック、和音記号のシステム、即興のモデル、および音楽の大形式に関する知識があり、これらを鑑賞や演奏に応用できる」という項目がある。

表4 学校種別「児童・生徒に要求される到達目標」の項目数²³⁾

	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
第6学年までに要求される到達目標	7	7	11	11
第8学年までに要求される到達目標	5	7	7	7
第10学年までに要求される到達目標	5	6	6	6
計	17	20	24	24

表5-1 第6学年までの「児童・生徒に要求される到達目標」の項目内容²⁴⁾

第6学年（観察段階）まで	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
歌唱・器楽の基礎的演奏技能	○	○	○	○
歌曲のレパートリー	○	○	○	○
音楽と関連した動き、ダンス	△	△	○	○
音楽を動きで表現	△	△	○	○
楽器、記譜、リズム、音高、音階の知識	○	○	○	○
専門的概念			○	○
音楽の好み			○	○
集中して聴く、音楽の印象を言語化する	○	○	○	○
音楽と音楽以外の内容を関連づける	○	○	○	○
身の回りの音楽的環境に関する知識			○	○
音楽作品と音楽家	○	○	○	○

△印は内容が簡略化されていることを示す

表5-2 第8学年までの「児童・生徒に要求される到達目標」の項目内容²⁵⁾

第8学年まで	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
実践的演奏能力の拡大	△	△	○	○
記譜、楽器、音程、三和音、和声、音楽形式の知識	△	△	○	○
分析的・解釈的な音楽聴取の基礎的能力、専門用語		○	○	○
表現・作用・構造の関連			○	○
音楽生活の認識、音楽の歴史的関連と社会的関連			○	○
音楽作品と作曲家	○	○	○	○
他の文化社会の音楽			○	○
簡単なダンス	○			
ポップやロックなどで用いられる楽器	○	○		
身の回りの音楽的環境に関する知識	○	○		
音楽の作用の説明、意見交換		○		

△印は内容が簡略化されていることを示す

表5-3 第10学年までの「児童・生徒に要求される到達目標」の項目内容²⁶⁾

第10学年まで（基幹学校は第9学年まで）	基幹学校	実科学校	総合制学校	ギムナジウム
演奏技術の発展、音楽の意識的な形成	△	○	○	○
作曲技法、和音記号、即興、大形式			○	○
音楽解釈の基礎的能力、構造や作用の説明、歴史的・社会的コンテクストにおける音楽の意味	○	○	○	○
歴史的・文化的要素の1つとしての音楽、音楽様式	○	○	○	○
社会と音楽生活の相互作用、資料の扱い方		○	○	○
音楽市場・マスメディア・著作権の知識	○	○	○	○
簡単な音楽の組み立て	○	○		

△印は内容が簡略化されていることを示す

このように、＜基幹学校・実科学校＞と＜総合制学校・ギムナジウム＞の間には学習内容および到達目標の双方において学習の量的差異が認められる。基幹学校と実科学校では、音楽の学習の中で獲得すべき最低限の基本的知識・技能が要求され、総合制学校とギムナジウムではさらに発展した内容や、詳細な知識および考察が要求されていることがみてとれる。

おわりに

以上のことから、中等教育段階Ⅰを修了した後に接続するコースによって、音楽科の扱いに差が生じているといえる。基幹学校と実科学校では他の学校種と比較して音楽の授業時数が少なく、それにとまって学習内容も簡略化されたり少なくなっている。その結果、学習の進度はゆるやかになり、他の学校種に遅れて学習する内容がある。一方、ギムナジウム（あるいは総合制学校）では他の学校種と比較して、音楽を学問の1つとして位置づけ、中等教育段階Ⅱやその後の高等教育段階における専門的音楽学習の基礎を形成する役割を担っている。したがって、授業時数も他の諸教科と同様に確保され、その教育内容も他の学校種よりも密度の濃いものとなっている。

学校種ごとに生徒の能力や目指すべき進路を見据えてカリキュラムが編成されており、音楽科教育プランの内容も、限られた授業時数と進路に応じた学習内容によって差異が生じていると考えられる。

註および参考文献

- 1) fächerübergreifend～やfächerverbindend～などの言葉で表現されることが多い。
- 2) 代表的なものとして、佐野靖「西ドイツの音楽教員養成制度に関する考察—1970年代の動向を中心に—」『音楽教育学』第14号 1985 pp. 28-39、佐野靖「音楽教育における外国と日本 3 ドイツ編」河口道朗編『国際理解教育と教育実践 音楽における国際理解教育』エムティ出版 1994 pp. 169-182、佐野靖「芸術・音楽の教育」天野正治・結城忠・別府昭郎編著『ドイツの教育』東信堂 1998 pp. 172-178、などが挙げられる。
- 3) 厳密には、教育的・組織的に独立した1つの学校において学校種の区分をせずに学年によって総括する「統合型総合制学校」と、従来の3分岐制をとるが教師や教育空間の相互利用を行う「協力型総合制学校」がある。
- 4) これらはいずれもハンブルク州の音楽科教育プランの目標に掲げられていることである。
- 5) KMK: Grundstruktur des Bildungswesens in der Bundesrepublik Deutschland - Diagramm. 2003.をもとに筆者作成。
- 6) アビトゥーア試験に関しては、天野正治・結城忠・別府昭郎『ドイツの教育』東信堂 1997 pp. 122-129、クリストフ・フュール（天野正治・木戸裕・長島啓記訳）『ドイツの学校と大学』玉川大学出版部 1996 pp. 215-216、を参照のこと。アビトゥーア試験の「音楽」に関しては、伊藤真「ドイツにおける音楽科教育の現状と課題—ハンブルク州の音楽科教育プランと音楽科教員養成を中心に—」『広島大学大学院教育学研究科修士論文』2004 pp. 26-33、を参照のこと。
- 7) 伊藤真「ドイツ・ハンブルク州における音楽科教員養成—ハンブルク大学のカリキュラムを中心に—」『広島大学大学院教育学研究科音楽文化教育学研究紀要XV』2003 pp. 55-71、を参照のこと。

- 8) Verordnung zur Änderung der Verordnung über die Stundentafeln für die Sekundarstufe I vom 3.7.2003. S.231, 255, 267 u. 269.をもとに筆者作成。
- 9) 同前
- 10) 同前
- 11) 同前
- 12) 同前
- 13) 詳細は伊藤 (2004) pp. 40-42, を参照のこと。
- 14) 原語では「Unterrichtsgegenstände (授業の対象)」と表記される。
- 15) 原語では「Anforderungen (要求)」と表記される。
- 16) 例えば、ベルリン州では、第7～10学年においてポップ・ダンス、ロック・ダンス、ジャズ・ダンスが学習内容に含まれている(活動領域「形式と表現」、テーマ領域「表現音楽」、授業テーマ「ダンス/ダンス形式」)。また、第8学年において、サイケデリック・ロック、ソウル、フォーク、ハード・ロック、パンク、レゲエ、ニュー・ウェーブ、エレクトロニック・ロック、ラテン・ロックなどが学習内容に含まれている(活動領域「時代の変化における音楽」、テーマ領域「ロックミュージックの発生と発展」)。第9学年ではジャズを扱うようになっている(活動領域「時代の変化における音楽」、テーマ領域「ジャズの発生と発展」)。Senatsverwaltung für Schule, Jugend und Sport (Berlin): Rahmenplan für Unterricht und Erziehung in der Berliner Schule, Musik, Klasse 7 bis 10.
- 17) フォルカー・シュッツ (中地雅之訳)「ポップ/ロックミュージック教授法の基本的視点」S. ヘルムスほか (河口道朗監修)『音楽教育学要論』開成出版 2004 p. 346
- 18) Bildungsplan Neunstufiges Gymnasium, Sekundarstufe I, Rahmenplan Musik. 2003. / Bildungsplan Hauptschule und Realschule, Sekundarstufe I, Rahmenplan Musik. 2003. / Bildungsplan Integrierte Gesamtschule, Sekundarstufe I, Rahmenplan Musik. 2003. をもとに筆者作成。
- 19) 同前
- 20) 同前
- 21) 同前
- 22) 総合制学校の音楽科教育プランでは、「音楽実践」、「口頭および筆記による共同作業」、「行動・活動態度・活動方法」の3分野について基礎的要求と発展的要求が記されている。
- 23) 前掲18)
- 24) 同前
- 25) 同前
- 26) 同前